

防爆形電気機器の規格等に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

防爆形電気機器の規格等に関する事項

改正理由

本会規則において、爆発性雰囲気中で使用する電気機器は、防爆形電気機器に関する規格である IEC 60079、JIS 規格又は国内機関が発行する技術指針に適合するものとする旨規定している。

このため、IEC 60079 の改訂が行われるとともに、当該 IEC 規格に整合させるべく国内機関が発行する技術指針が改訂されたことから、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 防爆形電気機器に適用する国内機関が発行する技術指針について、2018 年版の技術指針が参照されるよう改めた。
- (2) タンカー等の 2 種危険場所において設置が認められる防爆形電気機器に適用する IEC 規格について最新版が参照されるよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 H 編 H2.16.1, H4.2.4